

改正

平成20年3月25日条例第1号

平成24年3月23日条例第22号

平成26年10月10日条例第65号

平成28年6月28日条例第41号

長崎県認定こども園の認定基準に関する条例をここに公布する。

長崎県認定こども園の認定要件に関する条例

題名改正〔平成24年条例22号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項及び同条第3項の規定に基づき、長崎県における認定こども園の認定の要件を定めるものとする。

一部改正〔平成24年条例22号〕

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(認定こども園の種類)

第3条 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下「認定こども園」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの類型に該当し、子育て支援事業のうち、当該認定こども園の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行わなければならない。

(1) 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設をいう。

ア 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定に基づき幼稚園の教育課程その他の保育内容に関して文部科学大臣が定めるものをいう。）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行う幼稚園

イ 幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物等が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するもの

(ア) 当該施設を構成する保育機能施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第

一部改正〔平成26年条例65号〕

(子育て支援事業)

第9条 認定こども園における子育て支援事業については、規則で定める事項に留意して実施しなければならない。

2 前項の子育て支援事業の種類、回数等実施内容を決定し、又は変更するに当たっては、あらかじめ市町の意見を聴くものとする。

一部改正〔平成26年条例65号〕

(管理運営等)

第10条 認定こども園の管理運営等に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 認定こども園の長は、全ての職員の協力を得ながら一体的な管理運営を行うこと。
- (2) 安定的かつ継続的な運営を確保すること。
- (3) 保育を必要とする子どもに対する教育及び保育時間は、原則として、1日につき8時間以上11時間以下として、認定こども園の長により、子どもの保護者の労働時間、家庭の状況等を考慮し定められていること。
- (4) 認定こども園の開園日数及び開園時間は、保育を必要とする子どもに対する教育及び保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定められていること。
- (5) 子どもの年齢構成、障害のある子どもへの対応等を考慮し、必要に応じ、適切な人員を配置する等、適切な管理運営を行うこと。
- (6) 保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、十分な情報開示を行うこと。
- (7) 耐震、防災、防犯等子どもの健康及び安全を確保する体制を整えること。
- (8) 認定こども園において、子どもに負傷その他の事故が発生した場合の補償を円滑に行うことができる体制が整備されていること。
- (9) 苦情解決の仕組みを整えるとともに、自ら又は外部の者による評価を行い、その結果の公表、活用等を通じて教育及び保育の質の向上に努めること。
- (10) 特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行うとともに、市町との連携を図り、その受入れに適切に配慮すること。
- (11) 認定こども園の建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をすること。
- (12) 市町及び市町教育委員会と十分な連携を図ること。

一部改正〔平成24年条例22号・26年65号〕